

要 旨

主要立法（翻訳・解説）

ヘイトクライムに関するアメリカの連邦法

2013年7月、黒人高校生射殺事件に関するフロリダ州裁判所での無罪評決をめぐって全米で人種的偏見についての議論が高まったが、米国ではヘイトクライム(憎悪犯罪)があとをたたない。人種、宗教、民族、性的指向等に係る偏見による暴力犯罪の大きな特徴は、被害者のみならず、被害者が選択される原因となった特徴を共有している共同体の他の人々にも影を落とすことであるといわれる。2009年10月にオバマ大統領は、ヘイトクライムに関する新たな連邦法に署名した。本稿では、米国におけるヘイトクライムの状況と連邦による立法措置の概要を紹介し、末尾に2009年の連邦法の翻訳を付す。

イギリスにおける2013年王位継承法の制定

イギリスの君主は、同時に英連邦諸国中カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等の15か国の君主でもある。2013年4月25日に2013年王位継承法(c.20)が制定され、王位の継承及び王族の婚姻に関する法規範が改められた。その内容は、①王位継承の先後を性別によらないものとする、②カトリック教徒と婚姻した者も王位継承又は在位の資格を失わないものとする、③婚姻について君主の同意が必要な王族の範囲を限定することに大別される。本稿では、同法の概要を紹介し、末尾にその翻訳を付す。

フランスの同性婚法—家族制度の変容—

2013年5月17日に、同性婚を承認する法律が成立し、同性婚は、異性婚と同様の法的保護を受けることとなった。これにより、同性愛者が共同で養子縁組を行うことなども可能となり、同性婚に基づく新たな家族形態が現れることとなる。また、同法により、家族の氏をはじめとする様々な規定が改正された。本稿では、同法の概要を紹介し、末尾に翻訳を付す。

フランスの2010年ドメスティック・バイオレンス対策法

2010年フランスで、女性に対する暴力との闘いの一環として、新たなドメスティック・バイオレンス(DV)対策法が制定された。同法は、暴力の被害者の保護、暴力の予防、暴力の抑制を目的とし、保護命令制度の創設と、心理的暴力を含むあらゆる形態の暴力の処罰をその主な内容とする。本稿では、これまでにフランスでとられたDVに対する法的措置を概観した上で、同法の主な規定について、実施状況とともに紹介する。また、末尾に翻訳を付す。

ドイツにおける高レベル放射性廃棄物最終処分地の選定

ドイツにおいては、従来、ゴアレーベンが高レベル放射性廃棄物処分施設の建設候補地として最も有力であり、適性調査が行われてきた。しかし、ゴアレーベンは政治的圧力により候補地となったのではないかと疑念も指摘されていた。このような背景から、透明な手続により、科学的に最も安全な高レベル放射性廃棄物最終処分施設の建設地を遅滞なく決定するために、高レベル放射性廃棄物最終処分施設建設地の探査及び選定に関する法律が2013年7月に制定された。本稿では、放

放射性廃棄物管理の概要、放射性廃棄物処分に関する法制及び新法の概要を紹介し、末尾に同法の翻訳を付す。

ロシアにおけるたばこ規制の動向—公共喫煙禁止法の成立を中心に—

ロシアは中国に次いで世界第2位のたばこ消費国であり、国民1人当たりのたばこ消費量では世界1位である。その結果、高いアルコール摂取率とも相まって深刻な健康被害をもたらしており、平均寿命の低下や医療費の増加が問題になっている。

これに対してプーチン政権は、喫煙場所や広告の制限などを通じてたばこ対策を進めてきた。2008年には世界保健機関の「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約 (FTCT)」に加盟し、2013年、これに対応して公共喫煙禁止法が成立した。本稿では、ロシアにおけるたばこ消費の現状と問題点及び政権のこれまでの取組みについて概観した上で、公共喫煙禁止法による新たなたばこ規制とその特色について解説する。末尾には公共喫煙禁止法の翻訳を付した。

台湾の個人情報保護法

2010年5月26日、個人情報の保護とその合理的な利用の促進を目的とする個人情報保護法が公布された。1995年8月11日施行のコンピュータ処理個人情報保護法をその題名を含めて改正し、規定の内容を大幅に拡充したものである。全ての自然人、法人その他の団体が個人情報を収集、処理又は利用するとき、電子媒体か紙媒体かを問わず、この法律が適用される。2012年10月1日から施行されたが、異論の多い2か条については施行を延期している。

オーストラリアにおける外国軍隊の法的地位に関する法制—1963年国防 (訪問軍隊) 法を中心に—

2011年の豪米首脳会談においてオーストラリア北部への大規模な米海兵隊実戦部隊の半年単位の配備開始が発表された。これを機に、オーストラリアにおける外国軍隊の法的地位を定めた現行1963年国防 (訪問軍隊) 法への関心が喚起された。同法は、形式的には同国を訪問する外国軍隊の法的地位一般を定めるが、歴史的には米軍の国内受入のため、1963年豪米地位協定を国内実施する目的をもって制定された。同法の制定経緯、裁判管轄権規定を中心とした同法の概要及び近年の同法の適用事例を紹介し、最後に同法の現行規定全文を翻訳する。

カンボジアの外国人区分所有法

2010年5月24日、「区分所有建物の専有部分の所有権を外国人に付与する法律」が国王の審署により公布され、即日施行された。同法は、外国人がカンボジア国内において建物の区分所有権を取得する根拠となる法律であり、急速な経済成長を続ける中、外国人の不動産所有を可能にすることで、さらなる外資の誘致と不動産開発の活性化を狙うものである。本稿においては、カンボジアにおける不動産法制とともに同法を概観し、末尾に同法の翻訳を付す。